

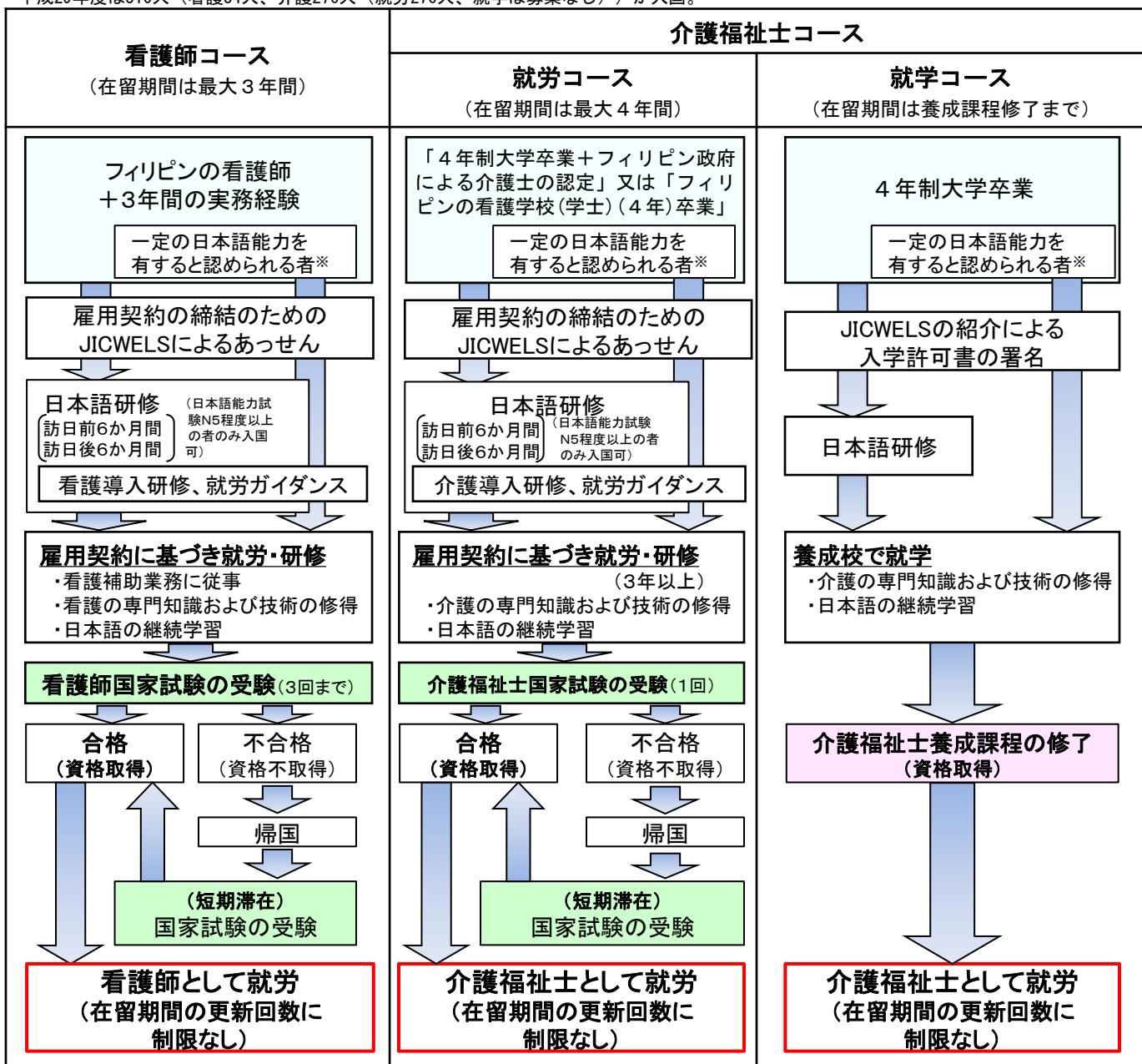
フィリピン人看護師・介護福祉士候補者 平成29年度受入れスキーム

趣旨・目的等

- 日フィリピン経済連携協定（平成20年12月11日発効）に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。
(看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、国内労働市場への影響等を考慮して受入れ最大人数を設定。)
- 候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

受入れ実績等

平成21年度は310人（看護93人、介護217人（就労190人、就学27人））
平成22年度は128人（看護46人、介護82人（就労72人、就学10人））
平成23年度は131人（看護70人、介護61人（就労61人、就学は募集なし））
平成24年度は101人（看護28人、介護73人（就労73人、就学は募集なし））
平成25年度は151人（看護64人、介護87人（就労87人、就学は募集なし））
平成26年度は183人（看護36人、介護147人（就労147人、就学は募集なし））
平成27年度は293人（看護75人、介護218人（就労218人、就学は募集なし））
平成28年度は336人（看護60人、介護276人（就労276人、就学は募集なし））
平成29年度は310人（看護34人、介護276人（就労276人、就学は募集なし））が入国。



※ 日本語能力試験N2(旧2級)程度以上の日本語能力がある場合、訪日前後の日本語研修を免除。

訪日前日本語研修開始前約2年の間に日本語能力試験N3又はN4を取得した者については、訪日前の日本語研修を免除。